岩手県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号(これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。)の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 12 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

	種	別	施設の名称	所在地	指定年月日
}	病院		奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町三丁目1番地	平成 18年3月8日
	NA PA	奥州市国民健康保険まごころ病院	奥州市胆沢区南都田字大持 40 番地	平成 18 年 3 月 10 日	